

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和 6 年 11 月 22 日開催

熊 取 町 議 会

目

次

〔議員全員協議会（11月22日）〕

ふるさと納税制度のさらなる推進に向けた取組について	1
その他報告	7
1. 大阪府内中学校夜間学級就学生徒及び大阪府立中学校生徒に対する就学援助について ...	7
2. 熊取町立学校における医療的ケアの実施について	8

議 員 全 員 協 議 会

月 日 令和6年11月22日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文 野 慎 治	2	番	多和本 英 一
	3	番	長 田 健太郎	4	番	石 井 一 彰
	5	番	坂 上 昌 史	6	番	大 林 隆 昭
	7	番	坂 上 巳生男	8	番	江 川 慶 子
	9	番	渡 辺 豊 子	10	番	二 見 裕 子
	13	番	田 中 圭 介	14	番	河 合 弘 樹

欠席議員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	教 育 長	吉 田 茂 昭	総合政策部長	田 中 耕 二
	総 務 部 長	永 橋 広 幸	教 育 次 長	巖 根 晃 哉
	企画財政経営課長	近 藤 政 則	企画財政経営課参事	竹 田 陽 介
	人 事 課 長	大 神 輝 光	学校教育課参事	上 垣 圭 市
	学校教育課参事	枡 屋 知 佳		
事務局	議会事務局長	東 野 秀 毅	書 記	阪 上 高 寛

案 件

- 1) ふるさと納税制度のさらなる推進に向けた取組について
- 2) その他報告
 - ・大阪府内中学校夜間学級就学生徒及び大阪府立中学校生徒に対する就学援助について
 - ・熊取町立学校における医療的ケアの実施について

議長（河合弘樹君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

議長（河合弘樹君）本日の案件は、ふるさと納税制度のさらなる推進に向けた取組についての1件、その他報告が2件であります。

発言される方は、挙手の上、指名された後に起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退出していただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、ふるさと納税制度のさらなる推進に向けた取組についての件を説明願います。
近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）それでは早速、1、取組の概要から説明させていただきます。

ふるさと納税の返礼品創出に向けまして、新たな地場産品の創出等を推進し、寄附受入額の増加を図るため、先行されております泉佐野市、京丹後市、泉南市を参考に、ふるさと納税ポータルサイトを通じたクラウドファンディングにより集まった寄附金を原資とする補助金制度を創設するも

のでございます。なお、括弧にもございますとおり、一般財源は原資とするものではございません。

この場合の地場産品については、四角囲みでございます。当然のことながら、ふるさと納税返礼品の、いわゆる地場産品基準に適合するものいたします。なお、補助対象をできるだけ広く取るために、加工される製品については、町内で生産されたものを原料として町外で加工する場合も含めております。

この、今、申し上げたことも含めまして、大きな流れを下の図で示しております。

①から⑥の流れでございます。

募集要項に基づきまして、左側でございます、事業者からご応募いただきます。その後、熊取町で事業を採択し、クラウドファンディングを実施いたします。

③で寄附者にお選びいただいて、寄附を頂いた上で、上の④をご覧ください。この③のクラウドファンディングが終了後、新たな地場産品創出等事業、いわゆる補助事業でございます、こちらを実施、事業者に、いただきます。その後、クラウドファンディングにより集まった寄附金を原資として、補助金交付要綱に基づきまして、事業者に対しまして補助金の交付を行います。

最後には、⑥で新たに創出した返礼品を寄附者の方にお送りいただくという3つの登場人物のそれぞれの流れを図示したものでございます。

その下の米印でございます。事業者からの提案は随時募集いたします。新たに創出等される地場産品が、ふるさと納税の地場産品基準に適合するか、また提案内容の熟度等を併せまして職員が審査するものでございます。

また、事業採択に当たりまして、繰り返しになりますが、地場産品基準に適合するか、こちらについては、総務省への定期的な申請、4回、年ございます、こちらにおける確認後に事業採択をいたします。

改めて、時系列でイメージを整理しておりますのが下の図でございます。①から⑥の流れになっております。

2ページをご覧ください。

(1)で、補助対象者の主な要件につきましては、町内に事業所等を既に有し、または新規にこれから開設を予定される者であれば、広く補助対象者といたします。ただし、クラウドファンディングの寄附額が仮に目標に達しなかった場合でも、自己資金を使って補助事業を実施するという意思をお示しいただいた方に限るものでございます。

次に、(2)補助対象事業と補助対象経費でございますが、①町外からの企業誘致の観点もございます。町内事業者による新たな取組等、新たな地場産品の創出に加えまして、先行団体同様に、②でございます、既存の地場産品の生産強化等についても、その補助対象事業として考えております。

次に、補助対象経費につきましては、上記の①、②に係る経費については幅広くその補助対象としております。括弧にありますのが事例でございます。工場建設費等も含めまして、委託費なんかも含めまして対象にしたいと考えております。

続きまして、(3)のクラウドファンディングの対象返礼品につきましては、新たに創出等する返礼品のみならず、寄附をできるだけ集めやすくするために、同一事業者で既存の返礼品がある場合は、その返礼品も対象にしたいと考えております。こちらの考え方は、先行団体も同様でございます。

理由につきましては、下でございます。①新たに創出する返礼品につきましては、ご承知のとおり、寄附者に送付するまでには一定の時間、必要になってまいります。寄附が集まりにくい可能性がございますので、既存のものもその対象にするというものでございます。

②でございますが、事業者にとりましては、交付される補助金額を増やす機会、これをできるだけ可能性を高めることができますので、補助事業に取り組みやすくなるということでございます。

なお、もし事業者が何らかの事情で返礼品を送れない場合、こういった場合には、ほかの本町に

ございます全返礼品の中から寄附者にお選びいただきたいと考えております。

続きまして、(4)の補助率・補助上限額でございます。

補助率につきましては、10分の4とされる団体もございましたが、広く事業者を支援するために10分の5といたしまして、補助の上限額につきましては、補助対象経費をその補助上限額と考えております。これは、事業者が投資された補助対象経費そのものというふうに考えております。

補助対象経費の2倍の額をクラウドファンディングの目標としますが、目標額に達しなくても寄附実績額に応じて補助金額を決定し、補助金として事業者に交付する予定でございます。

具体的には下の3つのパターンを想定しております。

まず、パターン①でございますが、これは寄附実績が目標額をクリアした場合でございます。こういった場合には、必要経費として50%、100万円分を引いた残りの100万円が補助金額として事業者に交付されるものでございます。

パターン②につきましては、残念ながら目標額に達しなかった、ここでは50万円というふうに想定しております。この場合は、事業者が投資しました100万円のうち、事業者の75万円の負担に対して補助金額は25万円ということで、米印にもありますように、先ほども申しあげましたクラウドファンディングの目標額に達しなかった場合も、寄附実績に応じて補助金を交付するものでございます。事業者は、補助対象経費と補助金の差額分を自己資金で補完していただき、必ず事業を実施いただきます。これは、当然、既に頂いた寄附者に対して返礼品を送らなければならないという背景がございます。

パターン③、こちらは目標額を大きく超える寄附実績を得た場合ということでございます。この場合は、あくまでも寄附実績に基づいて、目標額を上回った場合、寄附実績額から経費の2分の1を差し引いた上で、補助金額をさらに除いた50万円、こちらが町に残るという流れになります。

資料につきましては以上でございますが、今後、この制度も含めました関係条例を12月議会に上程するとともに、先ほど説明しました内容を規定しました事業者の募集要項及び補助金交付要綱を制定してまいります。

また、今回創設する制度の積極的な運用や企業誘致といった政策的な取組を迅速に進めるための民間人材を任期付職員として任用するための手続を進めさせていただきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきましたが、泉佐野市や京丹後市、あと泉南市とおっしゃいましたっけ、そういった自治体の例を参考にしたということなんですが、このクラウドファンディングで資金を集めるというやり方も、それらの自治体に共通しているやり方なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）全ての団体、同じやり方でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）近隣の泉佐野市や泉南市では、こういう方法で、現在のところ、実績というか、その辺はどういうふうになっていますか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）泉佐野市の直近の6年度のデータはまだ把握していないんですけれども、数多くの寄附は集められているということで、我々もこれを参考にさせていただいているところがございます。

泉南市につきましては、令和6年度からこのクラウドファンディングを活用しておられるんですけれども、今のところ、まだそのプロジェクトはできていないということで、それに基づく寄附というのはまだないというふうに伺っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑ありませんか。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）すみません、早速クラウドファンディングつきのふるさと納税を企画していただきありがとうございます。

その中で、今ご説明があった中で教えていただきたいんですけども、一応こういったふるさと納税について、ふるさと納税3.0に特化した課ということも含めて要望もしていたわけなんですけど、それに担当する職員を任期付で採用するというお話があったんですが、何人採用する予定なんでしょうか。ちょっとその辺のところ、詳しく教えてください。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）人数は1人で考えております。

主な職務内容をお伝えしますと、まず先ほどの制度運用に係るところのいわゆる営業活動でございます。当然それも含めました企業誘致に関する業務、これも担っていただきたいと考えております。あと、広く地方創生に関する業務ですとか熊取ブランドの構築に関する業務といったところも幅広くご対応いただける人材を想定しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

その採用につきましては、12月議会の中で条例改正してからというところなんですか。いつから、その採用に向けて動き出すのでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）迅速性が何よりも重視されますので、もうすぐに、直ちに手続を進めていきたいと考えております。

条例に何か職員を採用するというような文言は今のところ想定しておりませんので、条例可決前であったとしても、その手続は進められるというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）条例につきまして、多分この12月に提出する条例との関連性というところかと思うんですけども、いわゆる12月に出ささせていただく条例につきましては、今回のこの取組のための理念的なもの、事業者の役割、町の役割、そういった理念を押さえている条例でございますので、具体的な内容というのは、いわゆる補助金の内容であるとか募集の内容は別途要綱のほうで対応していくと。

それと別に、こういったものを積極的に動かしていく人材として別途募集して、これはスピード感を持って、もう近々、来週早々にでもできれば、今日のご意見をいただいた後ですけども、募集のほうに移っていききたいというふうに考えておるところでございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

本当に早くそうやって動き出していただき、進めていただくことを感謝したいと思います。

その中で、今の理念的な条例は12月議会というご説明だったんですが、実際こういった営業活動等、担当が新たに採用するということなんですが、その人がすぐ見つかりたいんですが、実際に広報活動、営業活動を始めていくのは、その人を採用してから動き出すんですか、その辺はどうなんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）当然のことながら、制度をスタートさせれば、すぐにでも我々、今、いる職員で動きを始めますし、実際に今も、9月議会以降、担当者、しっかりと足を使って事業者を訪問したり、そういった地道な営業活動も既に行っておりますので、とにかくその迅速性と、しっかり頑張っていくというところはお約束させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中議員。

13番（田中圭介君）すみません、早速動いていただいてありがとうございます。

聞きたいところが何点かあります。

この任期付職員というのは、もうある程度目星はついているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）誰かというのは当然ございません。といいますのも、この任期付職員の募集に関しましては公募が必須でございますので、何か、誰かということは制度上できませんので、まずはできるだけ早く公募をスタートするというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）その公募の内容ですよね。いろいろ経験のある方等々のほうが、やはり結果が出しやすいと思います。その辺の基準というのをちょっと、分かっている範囲で教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）大きくは2つ考えております。

やはり、企業誘致の観点、非常に強いかと思しますので、まず一つは民間事業者との間に幅広いネットワークをお持ちの方というのが一つ想定しております。

もう一つは、民間企業等におきまして、商品開発ですとか地域活性化、こういった実務経験がある方、いずれかの要件を満たすような方を積極的にご応募いただきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）それに該当する方がすぐ見つかりたいと思うんですけど、これ募集しても誰も来ないとかという場合はどう考えていますか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）あまりそういう表現は適切ではないかもしれませんが、来てもらえるように、まずは頑張ると、来てもらえなかったらどうしようということを考えてこういう大胆な取組はできないかと思ひますんで、そこはしっかりと関係部局とも協力しまして、前向きにやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）来ていただきたいというのはもちろんなんですけれども、一応、一番大事になる条件の給与のほうだけ、ここで一定報告させていただければと思います。

今、想定しておりますのが、もう漠っと言いますと、年収500万円ぐらいになって、週3日程度の勤務、こちらを基準にしたいと。あとは、その方がどのような方になるのか、またどんな実績を上げるのかによって、また基本的には1年更新で最長5年というような制度ですので、その辺はちょっと弾力的な、流動的な面があろうかと思います。

募集に際しては、今、基本的に本町が職員募集するようなホームページであるとか、またハローワークを通じての募集になりますが、それがもしゼロであった場合は、次なる募集の方法、いわゆる民間を使つてのウェブ等での募集なんかもあり得るのかというようなところで、そこはまだ現時点では考えておりませんが、今できることをまずしっかりとやりたいというところでございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）先ほど出た京丹後市の方も、職員の方がやはり半年、泉佐野市に出向をして、ふるさと専属で学んできたらしいんです。そういう研修とか、泉佐野市に行つていただいて、いろいろノウハウが要ると思いますが、その辺も考えているんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）今おっしゃった方法というのは、今のところ念頭にはないんですけども、我々、これまでの実績を上げてきた中で、ノウハウというのは十分に蓄積があると思っています。それに加えて、今、申し上げた専門人材の方の知見を活用することによりまして実績を高めていきたいと。

ただ、研修とまでは言いませんけれども、学べるところは積極的に学んでいく、それはお隣の市でもございます、いろいろ何でも聞いてくれたら教えるよというふうにありがたいお言葉もいただいておりますので、その点につきましては、本当に使えるものは、言葉は悪いかもしれませんが、使えるものは全て使って、やれることは全てやっていくという姿勢で、私を筆頭に課員頑張ってもらいたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑ありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）すみません、もう今、様々聞いていただいてあれなんですけれども、部署的なものとか新たに課をつくるとかという、そういう考えで動くということでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）当然、配属をどこにするかというのは議論あるかと思います。様々な業務ございます。地方創生の観点であったり、企業誘致の観点であったり、総合的に今後検討させていただきます、適切な課に配属をするという考えでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）今、ご質問いただいたのは、恐らく9月議会のときに、ふるさと創生の担当専属課みたいなのをつくったらどうだという流れかと思いますが、そのときも答弁させていただきましたが、どうしても専属の課、専属の人、スタッフを置くと経費率の関係がございます。いわゆる寄附金の50%を超える経費になった場合、これは認定を取り消されるというのが最悪のパターンとしてございます。ですので、どこも50%以下になるように人件費も含めた経費率を抑えていくというところでは、現状、課としての対応というのは非常に難しい、これは変わっておりません。

今回も、ふるさとのみではなくて、いろんなこと、民間企業の企業誘致も含めまして企業とのやり取りをというようにところを中心に、ふるさともそこに入れるというようにところで経費率は何とかクリアできると考えております。これが、現状できるいっぱいのところかと思います。

その先、ふるさと寄附が例えば多くなれば経費率も多くなるので、人の手配を増やすであるとか、課というようにことも当然想定はされますが、現状ではちょっと厳しいかなというところでございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑ありませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）これの施策の目標額と、あと、その目標達成のための期間というのはもう決まっているんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）目標額につきましては、今後お示しします行革のアクションプログラム、見直しのプログラムの中でもお示ししていきたいと考えております。ですので、その中の7、8、9の3年間でどれぐらいの額をということはお示しできようかと思います。いましばらくお待ちいただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑ございませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君）ふるさと応援寄附金、一步進んでいただいたなというのは大変評価するんですが、これを始めて、あと熊取町としてどれだけ全体的にバックアップできるんかというところで、例えば、ただでさえ熊取町、コンパクトなまちの中に工場誘致がなかなか難しいと言っているところでこれを始めたとして、大きな工場が、例えば泉佐野市みたいに浜辺にたくさん工場が建てられるような土地があるわけでも、今現状ないですし、その中で手を挙げてくださった企業にどれだけ熊取町

として後押しできるのかというようなところで、例えばそこが、ここがいいなと言ったところが市街化調整区域だったりとか、いろんな障害が出てくるとは思うんですが、そのあたりについて、熊取町としてどれだけ後ろから応援できるのかなという、その気持ちだけでも聞かせていただいたら。議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まさに、今、大林議員おっしゃったのは、企業誘致の観点で熊取町としてどこまで頑張るのかということかと理解いたしました。

この点につきましては、先ほども言及しました行革のアクションプログラムの見直しの中でも一つの大きな項目として掲げております。これにつきましては、全庁的に、関係課も含めまして、今、議論をしておるところでございますので、しっかりそういった企業誘致も頑張っていくということでご理解いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件１、ふるさと納税制度のさらなる推進に向けた取組についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

続いて、その他報告が２件あります。質疑は報告が終了した後に承ります。

それでは、大阪府内中学校夜間学級就学生徒及び大阪府立中学校生徒に対する就学援助についての件を報告願います。上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）それでは、就学援助制度の拡充としまして、夜間中学校及び府立中学校の生徒に対する就学援助制度について報告させていただきます。

まずは、夜間中学校の就学援助のほうです。

まず、背景といたしまして、夜間中学校につきましては、義務教育未修了の学齢を経過した者等の教育を受ける機会を保障するために重要な役割を果たしているところです。また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第14条におきまして、全ての地方公共団体は、夜間中学校等における就学の機会の提供等の必要な措置を講じることが義務づけられております。また、府内におきまして中学校夜間学級に就学する生徒への援助を実施していない市町村が、本町を含め４町であったというような状況から、教育委員会におきまして令和５年４月１日施行で「熊取町中学校夜間学級生徒就学援助支給要綱」を制定し、対象者が現れた場合に備えていたところでございます。

そのような中、令和６年４月に泉佐野市立佐野中学校に夜間学級が開設されました。また、今年９月に本町住民３名の入学があったところでございます。

続きまして、夜間中学就学援助制度の内容でございます。

目的ですが、経済的な理由により就学が困難な生徒または保護者に対しまして、必要な援助を行うことにより、就学の機会均等を図ることといたしております。

居住要件につきましては、生徒が本町に在住していることとなっております。

受給資格ですが、生活保護法における要保護者またはこれに準ずる者もしくは特別な事情があり教育委員会が必要と認める者と考えております。

所得要件ですが、町立学校児童・生徒への就学援助制度と同じものとなっております。

次に、支給対象費目です。学用品費、こちら通学用品費も含めております。次に、通学費、校外活動費、こちらは宿泊を伴わないものということです。次に、修学旅行費、最後に、その他教育委員会が必要と認められる経費と考えております。

支給金額につきましては、就学援助制度と同等で考えております。

通学費に關しての補足ですが、学校所在地から居住地または学校所在地から勤務先までの距離を

比較しまして、いずれか距離が短いほうの交通費として考えております。

夜間中学校に関する就学援助制度につきましては以上で、続きまして、資料2枚目のほうなんです。府立中学校生徒に関する就学援助制度について報告させていただきます。

こちらも背景ですが、本町では、経済的な理由にて就学が困難な町立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対する必要な援助としまして、いわゆる就学援助を既に実施しております。

また、大阪府内で、中高一貫校としまして、平成29年4月に大阪府立富田林中学校・高等学校が開校しました。また、その後、令和4年4月には大阪府立水都国際中学校・高等学校及び大阪府立咲くやこの花中学校・高等学校が開校いたしました。このような状況の中、平成28年8月と令和3年6月に、大阪府教育委員会教育長から各市町村教育委員会教育長に対しまして、就学援助制度適用検討依頼がございました。また、これに基づいて、府下市町村でも就学援助を制度化する動きがあったということもありまして、本町におきましても令和5年4月1日施行で「大阪府立中学校生徒就学援助支給要綱」を制定し、対象者が現れた場合に備えているところでございます。

本町における府立中学校の就学生徒の有無なんです。現在は対象となる生徒はいらっしゃいません。

府立中学校就学援助制度の内容ですが、目的、居住要件、受給資格、所得要件及び支給金額につきましては、町立学校の児童・生徒を対象とした就学援助制度と同じものとなっております。ただし、支給対象費目につきましては少し違う部分がありまして、学校設置者が援助を行うこととなっている給食費と医療費に対しては、その対象外となっております。

両制度についての今後の予定ですが、まず予算措置としまして、夜間学級に関する就学援助につきましては、令和6年度予算として、対象となる住民から就学援助申請があった場合に備えまして、12月議会において補正予算案を提出することとしまして、令和7年度以降の予算としては、当初予算にて一定の額を計上していきたいと考えております。

なお、府立中学校に関する就学援助につきましては、対象となる生徒が現れた時点で予算化するという事を考えております。

最後に、周知の関係です。

12月議会が終了した後、町のホームページ等に掲載し、広く住民に対し周知を行うことを予定しております。

また、夜間中学に実際に就学された生徒、保護者に対しては、直接チラシを配布して案内していきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（河合弘樹君）次に、熊取町立学校における医療的ケアの実施についての件を報告願います。枡屋学校教育課参事。

学校教育課参事（枡屋知佳君）それでは、熊取町立学校における医療的ケアの実施についてご報告いたします。

まず、実施の背景ですが、昨今、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるようにすることが重大な課題となっていることから、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に公布、同年9月に施行されました。

本町におきましても、対象児童・生徒が町立学校に就学することを念頭に、実施に向けた準備を進めるものです。

続きまして、関係法令となります、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要をご説明いたします。

この法律は、「医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的と」したものです。

そして、医療的ケアとは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」を言い、医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」を言います。

また、基本理念としまして、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要であり、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であるといったことが掲げられております。

この理念の下、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策を実施する地方公共団体の責務や、切れ目なく医療的ケア児の支援を行う学校設置者の責務が記されております。

この法律にのっとり、本町において医療的ケアを実施するための基準としましては、主治医から家庭において医療的ケアを指示されており、学校内でも日常的に医療的ケアを行う必要のあること。保護者から医療的ケア実施の申請があること。医療的ケアの必要性が今後長期間にわたって存在することが見込まれ、かつ児童・生徒の身体状態が安定していること。児童・生徒の体調不良時や看護師資格を有する者の欠員等により、校長が必要と判断した場合に保護者が医療的ケアを行うことに同意していることの4点を考えております。

また、医療的ケア実施の手続としましては、まず、希望される保護者には、毎年度、医療的ケア実施の申請書と医師の指示書を教育長に提出いただき、その書類を基に、対象児童・生徒の観察、保護者からの聞き取りを行うとともに、泉南郡就学支援委員会や学校医等からの意見聴取等を行い、総合的に判断して実施を決定します。そして、保護者、主治医及び校長に医療的ケアの実施を通知するとともに、校長に医療的ケア実施マニュアルの作成を指示します。それを受け、校長は、校内医療的ケア委員会を設立の上、医療的ケア実施マニュアルを作成し、主治医及び保護者の確認を受けて教育長に報告し、実際に医療的ケアの実施につなげていきたいと考えております。

現在、本町における具体的な支援としましては、看護師の配置を考えており、年間で259万円の予算措置が必要となっております。

現在、大阪府下43市町村のうち、34市町村において医療的ケア児が在籍しており、その全てにおいて看護師を配置している状況にあります。

看護師の配置につきましては、34全ての市町村が会計年度任用職員によるものとなっておりますが、試算しましたところ、期末勤勉手当の支給により、会計年度任用職員を雇用するより事業所への委託による看護師配置のほうが安価でありました。そして、安定的な配置ができるため、本町におきましては訪問看護事業所へ業務委託することを想定しており、国の補助を活用しながら支援してまいりたいと考えております。

私からのご報告は以上となります。

議長（河合弘樹君）その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）まずは、最初に夜間中学の分につきましては、最初、本町含め4町が実施していなかったというところで、今回、対象者があるということで、この分につきまして就学援助を実施することなんです。この分につきましては、また対象者の方にはちゃんと連絡していただけたというご報告ありましたが、支給金額につきまして、就学援助と同じということなんです。ちょっと金額を教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）支給金額なんです。現在、想定されているところが学用品費と通学費というところなんですけれども、学用品費につきましては、国の基準にのっとって年間の額というのが決まっているんですけれども、そちらの9月以降の通学分ということで割り戻した分で大体5、6、000円ぐらいになってくるかなと思います。あとは、佐野中学までの交通費、電車賃というふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。

あと、郊外活動費、修学旅行費というのはどうなんですか。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）そちらにつきましても、実際に、実施された際には計上したいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました、ありがとうございます。

それと、もう一つの府立中学校のほうにつきましてですが、こちらのほうは通学費はないんでしょうか。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）就学援助制度について、この府立中学のほうは夜間中学と違うところというのが、学齢期の児童・生徒を対象にしているというところで、既存の就学援助制度と基本的に同じ考え方でいかせてもらっています。

実際、対象となる学校が少し遠くなるので、通学に係る費用もかかってくるのは必要になるのかなと考えているんですが、既に先行している団体のほうも、状況を確認したところ、通学費を援助対象としているところが僅かな団体だったんです。というところもあって、今のところ、制定した時点では、通学費は一旦省いて考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。それは、それぞれの自治体で何を就学援助費として含むのかというのは、それぞれ判断していいということなんですか。

議長（河合弘樹君）上垣学校教育課参事。

学校教育課参事（上垣圭市君）議員ご指摘のとおりでございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。今のところは、ないというところですね。

それと次に、もう一つの医療的ケア児についてのケアについてですが、これ私たち公明党の国会議員がすごく力入れて、これ法律制定に向けて頑張っていただいて法律になったんですが、その頑張っていただいた国会議員、今回の選挙で残念な結果で、ほんまに何かもう悔しい思いで、これはここで言っても仕方ないことなんですけれども、本当にもうこの医療的ケアについては、すごく力入れて法律として形にしてくださったんですけれども、それがまた今回、こうやって大阪府下におきましても、今、43市町村中34市町村でやっているというところで、全ての市町村で実施するという方向にはなっているんでしょうか。なっているんですね。

議長（河合弘樹君）柊屋学校教育課参事。

学校教育課参事（柊屋知佳君）おっしゃるとおりでございます。34の在籍する市町村については、全て看護師を配置している状況にあります。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）すみません、全ての市町村が対象でやるという、この法律に基づいて施行するということですね。

本町の場合、事業所に委託するということのご説明だったんですが、実際のところはそういう対象者が、来年度ですか、いらっしゃるのかどうかというところはどうなんですか。

議長（河合弘樹君）柊屋学校教育課参事。

学校教育課参事（柊屋知佳君）対象の子どもがおります。来年度、小学校に入学の予定です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長（河合弘樹君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）１点だけ、ご報告させてください。

９月議会の中で答弁しておりましたふるさと納税関係でございます。大学を活用した取組が何かできないかということでございました。

現在、大学の授業を役務として提供する返礼品につきまして、大阪体育大学と協議を進めており、令和７年度の授業料から寄附の募集を開始できるよう調整中であることをご報告させていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「14時13分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹